

○千葉大学医学部附属病院医療放射線安全管理委員会 規程

（令和2年4月1日制定）

（設置）

第1条 千葉大学医学部附属病院（以下「病院」という。）に、診療用放射線に係る安全管理のための体制を確保するため、千葉大学医学部附属病院医療放射線安全管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（審議事項）

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 診療用放射線の安全利用のための指針の策定等に関すること。
- 二 放射線診療に従事する者に対する診療用放射線の安全利用のための研修の実施に関すること。
- 三 次に掲げるものを用いた放射線診療を受ける者の当該放射線による被ばく線量の管理及び記録その他の診療用放射線の安全利用を目的とした改善のための方策の実施に関すること。
 - ア 厚生労働大臣の定める放射線診療に用いる医療機器
 - イ 医療法第二四条第八号に規定する陽電子断層撮影診療用放射性同位元素
 - ウ 医療法第二四条第八号の二に規定する診療用放射性同位元素
- 四 有害事象発生時の当該事例等と医療被ばくの関連性の検証に関すること。
- 五 前号の検証を踏まえた改善・再発防止のための方策の立案及び実施に関すること。
- 六 放射線治療の品質管理等に関すること。
- 七 その他放射線診療の品質管理に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 医療放射線安全管理責任者
- 二 放射線取扱主任者
- 三 放射線取扱責任者

- 四 放射線科長
- 五 放射線部長
- 六 画像診断センター長
- 七 診療放射線技師長
- 八 副診療放射線技師長
- 九 主任診療放射線技師
- 一〇 医療安全管理者（ゼネラルリスクマネージャー）
- 一一 内科系及び外科系教員各1名以上
- 一二 看護部から選出された看護師1名以上
- 一三 薬剤部から選出された薬剤師1名以上
- 一四 事務部長
- 一五 医事課長
- 一六 その他委員会が必要と認めた者

2 前項第11号の委員は、病院長が選任する。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は医療放射線安全管理責任者をもって宛て、副委員長は委員長が指名する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

（議決）

第5条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。ただし、やむを得ない理由のある場合は、欠席する委員の指名した者が代理出席することができる。

2 委員会の議決は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（委員以外の者の出席）

第6条 委員長は、必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

（委員会の開催）

第7条 委員会は、原則として年4回開催する。ただし、委員長が特に必要と認めたときは、臨時に開催することができる。

（事務）

第8条 委員会の事務は、関係課の協力を得て医事課において処理する。

（雑則）

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。